

正副会長の活動状況

会務に積極的に参加しましょう

平成 20 年度 日本弁理士会副会長 山本 晃司

1. はじめに

平成 20 年度の執行部は、中島会長の下、副会長 8 名と執行理事 11 名の合計 20 名の所帯でスタートしました。本年度は中島会長にとって任期 2 年の後半です。任期 1 年の新任副会長は後半戦からの途中出場であり、選手交代に際しては前半戦である昨年度との連続性の確保が当面の課題でした。幸いにして、経験豊富な会長のリーダーシップの下、会員の皆様のご協力を得てほぼ順調に会務を引き継ぐことができ、事業計画、予算案等の重要議案につき常議員会のご承認を得るところまで辿り着くことができました。個人的には、様々な事案の処理に追われているうちにいつの間にか 1 半月が経過していたのが本音であり、会務運営の負担の重さを実感しています。もっとも、ネガティブに伝えられがちな煩忙性ではありますが、実際に経験してみるとポジティブな面も少なくないと思います。以下、正副会長の活動状況をご紹介します。小職の感想にも若干触れてみます。

2. 内務的活動

(1) 執行役員会

本年度の執行役員会は、原則、毎週水曜日に開催されています。ここでは、重要な執行案件を審議、議決し、副会長の専決案件等についても必要に応じて審議します。附属機関の事業計画、研修の企画、会員への情報提供といった様々な案件が執行役員会の審議を経て執行に付されています。議案説明は副会長又は執行理事の役目ですが、膨大な数の議案を効率よく審議するためには、委員会等と調整を図りつつ議案内容を合理的に練り上げること、担当副会長等が議案を理解して要領よく説明することが必要です。これらの作業は役員会外からは見えにくいものですが、円滑な会務運営のために重要な活動です。

(2) 委員会、附属機関

委員会や附属機関の活動を指揮することも副会長の

重要な職務です。執行役員会は、事業計画に基づいて委員会等に諮問等を設定し、委任事項の進捗状況を把握し、事業計画に沿った活動が達成されるように務める責務を負っています。例えば、小職担当の特許委員会に対しては本年度の事業計画の一つである「本来業務の高度化」を受けて「明細書作成技術の水準の向上についての研究と提言」を諮問として設定しました。会員への成果還元を目標に委員会との意思疎通に意を尽くしたいと考えています。また、農林水産知財対応委員会では、農林水産分野における弁理士の役割の拡大を目指して活発な活動を展開したいと思います。その他の担当委員会についても逐一ご紹介したいところですが、誌面の都合上割愛させていただきます。なお、委員会活動に関しては、執行理事制度が副会長の負担軽減に大きく役立っています。

3. 対外的活動

正副会長は、特許庁等の行政機関、日弁連等の他士業団体、政党、議員といった様々な方面への対外的活動も負担します。特許庁長官とは定例的に懇談会を実施し、双方の施策等について情報交換をしています。改正弁理士法の施行に伴う政省令改正への対応にも関係機関との調整が欠かせません。日弁連とはビジネスの連携についての検討を開始しました。政党関係では、弁理士政治連盟の支援を受けつつ日本弁理士会をご理解頂く活動を継続しています。これらの活動を通じて弁理士会の外に視野が広がり、教えられることが多いと実感しています。

会務運営には負担が多いことも確かですが、経験して得られるメリットも数多くあると信じます。会務は多方面に亘っており、会員の皆様のご協力を必要とする場はそこかしこに存在します。会員の皆様には会務運営について是非ともご理解を頂き、積極的な会務参加をお願い申し上げます。